

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の車両の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は頭書（4）の記載に従い、賃料（駐車場使用料）を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(敷金)

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の改造、模様替又は工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 駐車場内に乙以外が所有する自動車その他物品を置くこと。
 - 二 駐車場において有害、危険もしくは近隣の迷惑となる行為をすること。

事務所費

(乙の管理義務)

第6条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

(契約期間中の修繕)

第7条 甲は、費用が軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、費用が軽微な修繕につき自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたとき、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったときは、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の場合を除き乙が本契約に定める義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(解約)

第9条 甲及び乙は、相手方に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、解約申入れの日から30日分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第10条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

2 乙は、第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

3 本契約終了時に本物件に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(甲の通知義務)

第11条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(5)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第12条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 1ヶ月以上の不使用。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第13条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.5%の割合による延滞損害金と、さらに督促手数料として2000円を支払うものとする。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。また連帯保証人の債務の額の極度額は賃料の24か月分とする。

(賠償責任)

第15条 乙又はその関係者の故意、過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第16条 甲は、甲の過失なく駐車場内で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故、火災・天災等による事故被害に対してその責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第19条 特約事項については、頭書(7)に記載するとおりとする。

事務所費

頭書(6) 更新に関する事項

本契約期間満了の1ヶ月前に、甲乙ともに何ら申し出がないときは同一条件をもって自動更新とする。

頭書(7) 特約事項

第1条 乙の駐車位置に違法駐車等があった場合、甲及び管理会社は、その対応に一切関与せずその責任を負わないものとする。

第2条 乙は、駐車場の使用にあたり、指定された区画から越境し、他の利用者の迷惑となるような駐車をしてはならないものとする。

第3条 本駐車位置は軽自動車限定となり、それ以外の車両は駐車してはならないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月12日

甲・貸主 (代理人)	氏名 有限会社エナジー 代表取締役 高良 謙作	TEL 098-859-0003
	住所 那覇市金城2丁目11番地4	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 仲根 象治	TEL
	住所 那覇市宇野1-7-1	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅地建物 取引業者	商号(名称) 有限会社エナジー	代表者 高良 謙作
	事務所所在地・TEL 那覇市金城2丁目11番地4 ☎098-859-0003	
	免許証番号 沖縄県知事(3)第3986号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号(沖縄) 第 号
	業務に従事する事務所	有限会社エナジー

※印は実印

SHARP

領 収 証

領収証番号 1F10K21

発行日 2021年 6月10日

仲村家治事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥7,370
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
2021年 6月 3日	口座振替		7,370
合 計			7,370

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

SHARP

領 収 証

領収証番号 1J11K22

発行日 2021年10月11日

仲村家治事務所 御中

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥7,370
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額 円	
	ご契約番号		
2021年 10月4日	口座振替		7,370
合 計			7,370

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

SHARP

領 収 証

領収証番号 1L10J39

発行日 2021年12月10日

仲村家治事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥7,370
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳		
領 収 日	お支払方法	金 額 円
	ご契約番号	
2021年 12月3日	口座振替	7,370
合 計		7,370

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

領 収 証

仲村家治

様

No. 15-44

金額

¥ 36,300 -

世し、パソコンレンタル代 (2021/5月~ 2021/9月)

2021年5月31日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金

小切手

手形

振込 5/31

消費税額等(%)

沖縄県那覇市泉崎1-14-16
株式会社ピリカコンピュータシステムズ
TEL 098-867-8135 FAX 098-867-8137

ココヨ ウケ72

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務費

領 収 証

仲村 家治

様

No. 16-11

金額

¥43560-

但し、パソコンレンタル代(2021/10月~2022/3月)

2021年12月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

振込

1/10

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-72

沖縄県那覇市泉崎1-14-16
株式会社ピリカコンピュータシステムズ
TEL 098-867-8135 FAX 098-867-8137

事務費

添付資料

政務事務所 パソコン





No 042711

領 収 証

5万円以上
印
収入印紙

仲村家治 様

合計金額 ¥ 8,118-

品 名	数 量	単 価	金 額
ドクターズAL4	4	1045	4180
コーポラバツワ	1		2530
ワリアヘルター	8	176	1408
合 計			¥8118

(うち消費税)

上記の金額正に領収致しました。

令和 3 年 5 月 20 日

株式会社 安木屋

〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1
 ○本社 TEL(098)862-6117 FAX(098)862-3558
 ○オフィスプロー銀通り店 TEL(098)862-6117 FAX(098)862-3733
 ○ショッププロー銀通り店 TEL(098)862-6102 FAX(098)862-2358
 ○外 商 部 TEL(098)862-6102 FAX(098)862-2358
 〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜1-11-13
 ○オフィスプロ宜野湾店 TEL(098)890-6117 FAX(098)890-6558

URL <http://www.yasukiya.co.jp>

クレジット
(8118)
 Edy/ID
 商品券

取扱者印



育英堂

育英堂
沖縄県那覇市字栄原4-1-15
TEL:098-858-4946
FAX:098-857-7622
端末番号:6D99

2021-08-25 10:59:48
取引ID:5225-0

領収証

仲村 家治 様

Simplease CFサイドイン	¥540
2-123	
KING JIM CLEAR FILE 20 グレー	186TS
P	¥240
2-124	
キングジム クリアファイル	186TSP
キイロ	¥240
2-125	

小計	¥1,020
税	¥102

領収金額

¥1,122-
(税 ¥102-)

但し) クリアファイル代として

上記正に領収いたしました。

担当者印



6298567880001

No.6298567880001

領収証

領収証番号: 000142335
2021年10月11日 No.04-002777276

仲村 家治

様

金額

¥2,423-

内クレジット・カード利用計
内現金扱い等計

¥2,423(内消費税等 ¥220)
¥0(内消費税等 ¥0)

但し

文房具付

222-

上記正に領収いたしました。

御丸善ジュンク堂書店 那覇店 (クリアファイル、ホルダー)

〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29 ディーナハB1F~3F

電話098-860-7175

株式会社安木屋 一銀通り店
〒900-0013
沖縄県那覇市牧志1-1-14
TEL:098-862-6147
FAX:098-862-5117
端末番号:03C2

2022-02-08 15:46:55

取引ID:696-0

領収証

仲村 家治 様

領収金額

¥8,384-

(税 ¥762-)
(クレジット) ¥8,384-

但し

上記正に領収いたしました。



No.6443028150017

株式会社安木屋 一銀通り店
〒900-0013
沖縄県那覇市牧志1-1-14
TEL:098-862-6117
FAX:098-862-5117
端末番号:03C2

2022-02-08 15:46:55

取引ID:696

スタッフ:

*)クリアレジ-100枚入 4971660024650	¥1,096
*)ヒクダクリアファイルK7181T 4971660027651	¥462
*)hiktas20Pクレ- 7181T 4971660005123	¥462
*)ヒクダ透明ID- 7181T 4971660005093	¥462
*)ミーティングバック/ブラック 4902205942443	¥2,530
ファイル マアチチ君 角形5号 グリーン 4902850039508	¥2,079
*)カートレジ- 黄 41 4971660125401	¥253
*)カートレジ- 青 41 4971660125104	¥345
*)カートレジ- 赤 41 4971660125203	¥345
レジ袋174 3801111112982	¥45

※外

小計	¥8,384
合計	¥8,384
内消費税	(¥762)
合計点数	11点
お預り金額	¥8,384
クレジット() -	(¥8,384)
お釣り	¥0



No.6443028150017

8,384 - 5 = 8,379

充当額 ¥8,379